経費支出手続の不備及び資産と費用の区分誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 岸和田高等学校 | 「食堂厨房室コンセント増設工事（47,300円）」において、２点の不備があった。１　地方自治法施行令第150条第１項第３号及び大阪府財務規則第９条第２項によれば、目節の区分に従って歳入歳出予算を執行することとされているが、工事請負費で支出すべきところ、維持需用費として支出されていた。

|  |  |
| --- | --- |
| 【支出科目（誤）】 | 【支出科目（正）】 |
| （款）教育費（項）高等学校費（目）学校管理費（節）需用費（細節）維持需用費 | （款）教育費（項）高等学校費（目）学校管理費（節）工事請負費 |

２　上記工事については、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。 | １　検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |
| --- |
| 【地方自治法施行令】（予算の執行及び事故繰越し）第150条　普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。三　歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。【大阪府財務規則】（歳入歳出予算の款項目節の区分）第９条２　歳出予算に係る節の区分は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）別記に掲げる歳出予算に係る節の区分のとおりとする。【会計事務の手引】第４章　支出第９節　節の説明及び事務手続上の留意点14　工事請負費工事請負費は、土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事、工作物等の移転及び除却の工事等に要する経費で、工事請負契約により行うものをいいます。 |

２　速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【大阪府公有財産台帳等処理要領】（台帳の取得登録）第４条　財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表２「異動理由表」のとおりとする。２　取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。(1)財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。(2)建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。（台帳価格）第12条　台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。(1)当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表４「固定資産計上基準表」のとおりとする。「別表４　固定資産計上基準表」（固定資産計上の基本方針）１．取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。 |

 | １　検出事項の原因は、維持需用費及び工事請負費の区分について、理解が不足していたことにある。再発防止に向けて、事務室内で会計事務の手引等の内容を周知するとともに、歳出予算科目等を複数人で確認することとし、チェック体制の強化を図った。２　公有財産台帳への資産の登録について、修正を行った。また、会計局会計指導課あて修正を依頼し、財務諸表上の修正処理を行った。今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年11月１日から令和４年１月31日まで）